

住宅の応急修理制度

武雄市では、令和元年8月の前線に伴う大雨被害により、住宅が一部損壊(10%以上の損害)以上の被害認定を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき、その住宅に住むため必要最小限の応急修理に要した費用の一部を武雄市が直接施工業者へ支払う制度です。

1. 対象者（世帯）

(1) 次のすべての条件を満たす方（世帯）

- ・ 応急修理を行う住宅に居住すること
- ・ 当該災害により住宅が一部損壊(10%以上の損害)以上の被害を受けた方
※全壊住宅でも応急修理を実施することで居住が可能になる場合は対象になります。
- ・ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方
- ・ 民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）の利用をしないこと

(2) 住宅が半壊または一部損壊(10%以上の損害)し、自らの資力では応急修理をすることができない方（半壊または一部損壊の場合）

2. 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の範囲は、屋根等の基本部分、外に面するドア等の開口部、上下水道等の配管、配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分についての修理です。

※災害と直接関係のある修理のみが対象です。

※内装は、原則として対象外です。（間仕切り壁、扉、ふすま、畳、フローリング）

※畳は、壊れた床の補修と合わせて行わざるを得ない場合に限り対象です。

※エアコンの室外機や家電製品は対象外です。

3. 費用の限度額

1 住戸あたりの限度額は、以下のとおりです。

全壊、大規模半壊、半壊の方：595,000 円

(9 月末までに修理が完了する場合は 584,000 円)

一部損壊(10%以上の損害)の方：300,000 円

※申請者への支払いは行いません。武雄市が直接、施工業者へ支払います。

※修理工事内容の審査を行い、限度額を超える部分や対象外工事については、自己負担です。

4. 提出書類

【最初に提出する書類】 ※申込者が提出してください。

- ①住宅の応急修理申込書【様式第1号】
- ②資力に係る申出書【様式第2号】 ※半壊または一部損壊の場合
- ③り災証明書（写し）
- ④住宅の応急修理申込チェックシート
- ⑤家の全景写真(申込時の写真で可)
- ⑥部屋の被害状況を確認できる写真(床材や壁の被害写真)
- ⑦委任状

※同居以外の者が申込をする場合は、委任状が必要です。

※借家の場合は、貸主の申出書も必要です。

【見積書提出時】 ※施工業者が提出してください。

- ①修理見積書【様式第3号】
- ②施工前写真 ※破損状態が必ず確認できるもの
- ③誓約書【様式第8号】 ※武雄市入札参加資格名簿に登録が無い場合に必要です。

審査決定後、申込者に「決定通知書」、施工業者に「修理依頼書」を送付します。

【工事完了後】 ※施工業者が提出してください。

- ①工事完了報告書【様式第5号】
- ②修理見積書（写し）
- ③修理に係る全ての部分の写真（施工前・施工中・施工後）
- ④請求書【様式第6号】

※既に施工業者へ修理代金を支払っている場合は、本制度の対象になりません。

※指定様式以外の見積書については、受付ができません。

※写真は「写真台紙」に貼り付けるか「写真台紙」に印刷してください。

※工事完了報告期限は令和2年3月20日までです。

5. 受付窓口

場 所 武雄市役所 1 階ホール特設窓口

受付時間 8時30分～17時00分

受付期間 令和元年9月24日から令和元年12月20日まで